

「経営力向上計画」のメリットを伝えよう

中小企業庁

サービス業の方にも使える支援措置を拡充しました

「経営力向上計画」で「稼ぐ力」を後押しします!

中小企業者の設備投資などをサポート!

認定を受けると...

支援 1

税制優遇

取得設備の固定資産税が半分に。さらに即時償却や税額控除も利用できます。

支援 2

金融支援

低利融資や信用保証などの支援措置により、資金調達がスムーズに。

経営力向上計画の主要3つのメリット

- メリット① 金利が安くなる
- メリット② 固定資産税が軽減される
- メリット③ 補助金で優先採択される

詳細については熊毛町商工会までお問い合わせください。

商工会報 No.76

くまげ

発行責任者：熊毛町商工会 会長 久野利夫
〒745-0063 山口県周南市熊毛中央3-7
TEL: 0833-91-4007 FAX: 0833-91-5700
E-mail:kumagecho@yamaguchi-cho.kagaki.or.jp
URL: http://kumagechohoukokukai.com/

= TOPIX =
P1
P2
P3
P4
P5
P6

商工会が一体となって 小規模事業者を応援します!

販路開拓支援補助金 を 活用し売上UP!



詳細は2ページに!!

<募集>

小規模事業者持続化補助金

◇事業概要◇

小規模事業者が、商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助します。

補助上限額 **50万円** /件

以下の場合、補助上限額が100万円に引き上げられます。

- ①従業員の賃金を引き上げる取組を行う事業者
- ②買物弱者対策の取組
- ③海外展開の取組

原則として、個社の取り組みが対象ですが、複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業も応募可能です。その際には、補助上限額が100万円～500万円となります。

(連携する小規模事業者数により異なります)

◇対象事業所◇

製造業、その他の業種	常時使用する従業員数	20人以下
	常時使用する従業員数	5人以下
サービス業(宿泊業、娯楽以外)	常時使用する従業員数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員数	20人以下

◇公募締切◇

【受付締切】平成30年5月18日(金) 締切日当日消印有効

小規模事業者経営発達支援資金

「小規模事業者経営発達支援資金」は、経営発達支援計画の認定を受けた商工会の小規模事業者の会員のみが対象となり、商工会の事業計画の策定・実施の支援を受け、持続的発展に取り組む小規模事業者が利用できる融資制度です。熊毛町商工会は、平成27年にこの計画が認定された商工会です。

この融資制度の特徴の一つとして、融資期間が最長20年と長く、長期に及ぶ事業計画を策定することにより利用が可能です。事業計画策定にあたっては、商工会及び専門家派遣等により支援を実施いたします。

< 具体的概要 >

- ☆ 融資対象者 経営発達支援計画の認定を受けた商工会から事業計画の策定・実施の支援を受け、持続的発展に取り組む小規模事業者の会員の方
- ☆ 資金使途 事業の持続的発展を目的とした事業計画の実施のために必要とする設備資金及び運転資金
- ☆ 融資限度額 72,000千円(うち運転資金48,000千円)
- ☆ 融資期間 設備資金 20年以内
運転資金 7年以内
- ☆ 融資利率 特利A(1.36%~1.66%、平成30年4月20日現在)
返済期間・担保の有無や経営状況による
- ☆ 保証人・担保 面談により決めます
- ☆ 融資金融機関 日本政策金融公庫支店徳山支店 0834-21-3455

「失業なき労働移動」をめざして

ご相談は、公益財団法人産業雇用安定センターへ

当センターは、経済・産業団体と厚生労働省の協力により、出向・移籍の専門機関として昭和62年3月に設立された公益財団法人です。

< 業務概要 >

- 事業の整理・縮小などにより、やむなく雇職をされる方の再就職支援を行っています。
- 66歳以降も就業を希望される方の就業を支援しています。
- 企業系列を超えて企業間の出向の仲立ちを行っています。

< センターの特色 >

- 登録・相談・研修は無料です。
- 全国47都道府県に事務所があり、全国ネットで支援を行っています。
- キャリアカウンセリング、応募書類の作成や面接に際してのアドバイス、再就職に関する助言等をマンツーマンで行っています。
- 相談スタッフは企業からの出向者で、求職者の方々と同じ目線で親身に相談・助言を行っています。
- 必要と認めた方には資格取得を行うための委託訓練を行っています。

※ 扱う情報は、当センターが行う事業の目的以外には使用しません。

公益財団法人 産業雇用安定センター 山口事務所

〒754-0014山口市小郡高砂町3番26号 TEL 083-973-8071
ナガオビル4階

ホームページもご覧下さい

ご利用時間 9:00~17:00(土・日・曜日は休業)

<http://www.sanji-cs.org.jp>

キャリア人材バンク

生涯現役社会の実現に向けて、高齢者の就業を支援します

培ってきた
あなたのキャリアを
次のステージへ。

利用料
無料



ご利用のメリット

- 無料の求人検索が出来ます
- 職員がマンツーマンで面接や面接準備を行います
- 求職者の就業状況に合わせたサポートが可能です
- ※ 本誌、ご相談に関する費用は一切かかりません

公益財団法人 産業雇用安定センター

産業雇用安定センター



事業主のみなさまへ

平成30年4月1日から 障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わりました

「障害者が地域の一員として共に暮らし、共に働く」ことを当たり前にするため、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率も変わりました。

障害者の雇用により、以下のことが期待されます ※裏面の事例もご参照ください。

共生社会の実現

・障害に関係なく、意欲や能力に応じて、誰もが職業を通して社会参加できる「共生社会」の実現につながります。

労働力の確保

・障害者の「できること」に目を向け、活躍の場を提供することで、企業にとっても貴重な労働力の確保につながります。

生産性の向上

・障害者がその能力を発揮できるよう職場環境を改善することで、他の従業員にとっても安全で働きやすい職場環境が整えられます。

法定雇用率が、平成30年4月1日から以下になりました

事業主区分	法定雇用率	
	平成30年3月31日まで	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

※ 今回の変更に伴い、障害者雇用義務の民間企業の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わりました。

あわせて、精神障害者である短時間労働者の算定方法が変わりました

精神障害者の職場定着を促進するため、法定雇用率制度や障害者雇用納付金制度において、精神障害者である短時間労働者(※)に関する算定方法を、以下のように見直しました。

精神障害者である短時間労働者であって、
雇入れから3年以内の方 又は
精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方
かつ、
平成35年3月31日までに、雇入れられ、
精神障害者保健福祉手帳を取得した方

雇用率算定方法

〔対象者
1人につき〕 **0.5 → 1**

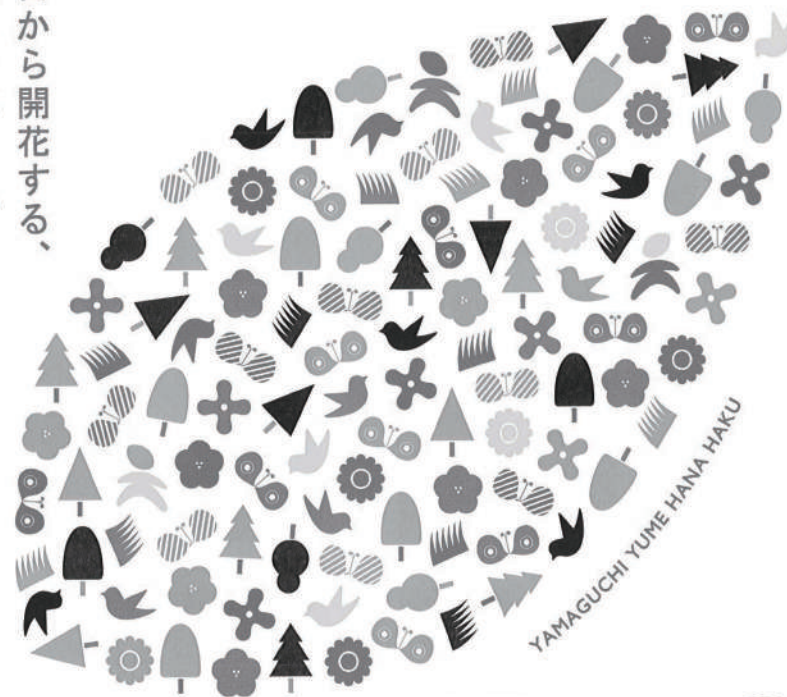
※左記の条件を満たしていても対象にならない場合もあります。詳細は、ハローワークにお尋ねください。

※ 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である方です。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL300402雇障02

山口から開花する、
未来への種まき。
150年を振り返り、次の150年につなぐ



明治維新
150年
記念



山口ゆめ花博

第35回全国都市緑化やまぐちフェア

2018年9月14日(金)～11月4日(日)

山口きらら博記念公園

主催者：山口県・山口市・公益財団法人都市緑化機構

◆開催概要

- 会場 山口きらら博記念公園(山口市)
- 会期 2018年9月14日(金)～11月4日(日) 52日間
- 入場料金 【大人】当日 1,200円・前売900円
【高校生】当日 800円・前売600円
【小・中学生】当日 600円・前売500円
【小学生未満】無料

熊毛町商互会にて前売いを取り扱っております。